| 会 長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 |
|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | | |
| | | | | |

平成28年10月25日

奄美市農業委員会

第10回定例総会議事録

署名委員 吉 卓男

署名委員 平井孝宜

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

- 1. 招集日時 平成28年10月25日(火) 午前9時30分~
- 2. 招集場所 奄美市役所 4 階大会議室
- 3. 出席委員

| 番号 | 氏 名 | 番号 | 氏 名 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | 前山重一郎 | 9 | 大山美智子 |
| 2 | 西 盛満 | 10 | 中棚昭三十 |
| 3 | 山下 優子 | 11 | 肥後 安美 |
| 4 | 榮 清安 | 12 | 濱手 薫 |
| 5 | 福島 吉宏 | 13 | 土浜 良二 |
| 6 | 前田 孝德 | 14 | 中村 秀明 |
| 7 | 松崎 文好 | 15 | 吉 卓男 |
| 8 | 野﨑 清志 | 16 | 平井 孝宜 |

- 4. 欠席委員 なし
- 5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平 住用分室長 茂木 幸生

- 6. 報告事項
 - · 平成 2 8 年度地域別農業委員研修会
 - 7.議事日程
 - (1) 会議録署名委員の指名について
 - (2) 会期の決定について
 - (3) 議案について

議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第74号 非農地の認定について

議案第75号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第76号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の

決定について

議案第77号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第78号 名瀬・笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の

決定について

議案第79号 「農用地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定に ついて

協議事項

·農業者年金加入推進研修会(会議終了後DVD)

(4) その他

- ・平成28年度農業委員視察研修について
- ・12月定例総会の日程について

議長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。 これから、平成28年第10回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には15番吉 卓男委員と16番平井孝宜委員の 2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第71号から議案第79号までの9件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第71号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた しますが、本案には土浜委員に関する案件が含まれておりますので、土浜委 員の退席を求めます。また、本件には会長の調査案件が含まれておりますの で議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

(土浜委員退席)

(議長交代)

議 長 (松崎会長代理)

議案第71号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた します。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.42につきましては、贈与による所有権の移転でございます。 4ページ にありますように受人は、サトウキビ130.2アール栽培しており、取得 地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.43につきましては、贈与による所有権の移転でございます。22ページにありますように受人はバナナ20.4アール栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.44につきましては、贈与による所有権の移転でございます。 31ページにありますように受人は野菜・果樹 31.2アール栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

以上3件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上です。

議 長 (松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受 人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

9番 │ (大山委員)

議案第71号農地法第3条の規定による許可申請No.42について調査報告をいたします。

10月19日13時30分より譲受人と譲渡人の仕事場に行き申請内容の

確認をいたしました。申請地の笠利町大字平字不作原外10筆について調査いたしました。受人と渡人は兄弟でありまして今回生前贈与として所有権を移転するとの事であります。土地の1筆平字不作原につきましては、土地の確認が難しく申請人より削除の申し出がありましたので削除をお願いいたします。取得地は譲受人による作付状況にあります。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

6番 (前田委員)

3条申請の№.43について調査報告をいたします。

受人・渡人は兄弟でございます。農地調査等色々する予定でございましたが10月15日に農地流動化の関係で84ページにも記載しておりますが、貸主の方が死去されましたので書類を取り下げして再度提出しなければなりませんでしたので、一応11月定例会に申請したいと思いまして今回は保留にさせて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 (松崎会長代理)

ただいまの前田委員の報告のとおり訃報がありまして、この案件は保留として来月11月の総会において再度提出するという事でございますのでよろしくお願いをいたします。

続きましてNo.44をお願いいたします。

3番 | (山下委員)

議案第71号農地法第3条に規定による許可申請No.44の受人について報告をいたします。

10月16日(日)午前10時30分に受人と直接お会いして申請書と申請地、経営農地の確認をいたしました。受人の父親と渡人が従兄弟です。40年前に受人の父親に所有権は渡っていましたが、登記をしていなかった為今回娘さんが登記する事にし、所有権移転の贈与の申請を出されたとの事です。実家付近の農地の申請で実家には89歳のお父さんが一人暮らしをされているとの事です。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。現在の経営農地は実家付近の借入地でタンカン60本程栽培されています。35ページをご覧下さい。申請地の右上の724番が所有しています自作地です。こちらは

第6回定例総会の3条でお姉さんから所有権の移転をした農地です。現状は 冬野菜を栽培するための準備をしているところでした。草刈機と耕運機を所 有しており倉庫に保管しているとの事です。普段はアルバイトをしているた め土日や祝祭日に57歳のご主人と二人で農作業をされているとの事でし た。申請地までは自宅から30分以内で来られるとの事でした。申請地では 野菜を栽培して販売していくとの事でしたので問題ないと思います。以上で 報告を終わります。

1番 (前山委員)

農地法第3条の許可申請No.44の渡人について報告いたします。

10月23日(日)長浜の自宅を訪問しましたがあいにく留守でございまして、その晩に電話を入れましたら子供さんが出まして、自分は内地にいて帰ってきたばかりでその事はよく分かりませんので弟に電話連絡させますという事で、1時間程して電話がありましてこういう申請が上がっていますという事で確認をしましたら、そのとおり間違いありませんのでどうぞよろしくお願いいたしますとの事でした。以上です。

5.番 (福島委員)

No.44の土地について報告いたします。

10月22日午後4時申請地があります川内の基盤整備地の現地の確認をしました。先程山下委員から報告のあったお父さんのお宅に伺って、確かに40年前に売買をしたが登記がなされていない基盤整備地で、今回はどうしても自分が元気な内に子供の方に登記を回したいという考えから本申請に至ったという事でした。現地を確認しますと基盤整備地の中で整然と周りに防風林とか植えられておりまして、現在採草地として親類の畜産農家に利用してもらっているという事で、登記が済みますとまた耕運機を一度入れればすぐ野菜も出出来るような土地でしたので何ら問題はないものと思われます。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 (松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第71号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

土浜委員の着席を求めます。

(土浜委員着席)

日程第4

議案第72号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といた します。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局 (川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.9につきましては、3階建ての共同住宅を建設するための申請であります。

申請地は名瀬仲勝町の鯉路苑の向かい側の都市計画区域内で、周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議 長 (松崎会長代理)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

16番 (平井委員)

農地法第4条の規定による許可申請No.9について調査報告をいたします。 実は先週から昨日まで連絡したのですが電話の応対もなく自宅の方にも行 ったのですが不在で連絡が取れなかったのですが、今朝電話を入れた後に先 方から折り返しの電話があり電話での確認となっております。転用の目的と しては先程ありました共同住宅の建設であります。上方地区は物件が少ない という事で共同住宅の建設を考えられたという事です。着工につきましては 今年中に着工し来年の6月を完成予定としております。運用資金についても 銀行からの融資という事で間違いはないという事です。

また、土地の方を10月22日午後2時に確認してきました。場所は40ページにありますが先程ありました仲勝の地区になります。左下に小さな四角がありますがこれは2坪ほどの小屋になっています。場所自体は更地なのですが少し鉄筋等があったので申請者に確認したところ資材の仮置場として現在使っているようです。事前着工等もなく周りに農地もない事から問題ないものと思います。その他記載内容については問題ない事を報告いたします。以上です。

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

一寸お聞きしたいのですが、金額が非常に大きいのですが、これは銀行融資という事ですが有し証明は付いているのですか。今回5条でも出て来るのですが太陽パネルを造るという事で資金繰りが出来なくて取り止めたという例もあるのですから心配なものでお伺いします。

事務局 (川内局長)

これは信用組合の小浜支店の方から証明が出ています。

15番 (吉委員)

はい、分かりました。

議 長 (松崎会長代理)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といた します。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局 (川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

№.26につきましては、売買による所有権の移転で駐車場外を建設するための申請であります。

申請地は笠利町用集落の手前の公園の隣で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No. 2 7 につきましては、贈与による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は大熊町の山裾の都市計画区域内土地で周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議 長 (松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

13番 (土浜委員)

議案第73号№26農地法第5条の規定による許可申請について報告いた

します。

10月19日午後3時頃電話をしたところ申請人は電話に出れないという事で旦那さんとお話しをしました。現在サーフィン大会のため宮崎に行っており26日まで帰れないとの事でしたので、電話での聞き取り調査を行いました。譲受人は夫婦で申請地近くでサーフィンスクールを開設しているが、生徒さんの車及びサーフボードを置くのに狭いため申請地を取得し駐車場として使用したいとの事でした。事務所兼お店は用安のばしゃ山村の隣にあります。申請内容については申請書のとおり間違いないという事でした。審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

15番 (吉委員)

農地法第5条№26の渡人、土地について調査報告いたします。

10月22日に渡人に話しを聞いてきました。昨年の2月に農地法第5条の申請で前回の受人で許可を受けましたが、その後資金繰りが出来ずに予定していた太陽光パネル設置が出来ず建設を断念したので、昨年の申請の差し戻しをして新しい受人と農地法第5条申請を出したとの話しでした。

土地につきましては、昨年の2月10日に当時の分室長と松崎委員、赤崎委員と私を含めて4名で現地確認をいたしました。現在も当時と同じで北側に海があり東側にサトウキビ畑、西側には公衆トイレ、南側は県道となっております。この土地は農地として永いこと耕作されずに余り良い場所ではないと思われます。なお農地として利用されていない状況で周辺の農地への影響もなく問題はないと思いますが、前回の事がありますのでその後の対応が必要ではないのかなと考えております。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

1番 | (前山委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.27の受人について調査報告いたします。

この方も日曜日に休みだろうと思って夕方自宅を訪問しましたがあいにく留守でしたので、連絡先の携帯に電話を入れましたら全く違う方が出ましてこの書類を出した行政書士と事務局にお願いしましたら、行政書士の方で調べてもらい電話番号が分かり、昨日の夕方電話で請け人と話す事が出来まして、地番、面積、対価等を確認しました結果、間違いありませんのでよろしくお願いしますという事でした。以上報告いたします。

12番 (濱手委員)

農地法第5条申請No.27の譲渡人、土地について調査報告をいたします。

10月20日午後1時30分頃から2時過ぎまで譲渡人の自宅を伺い話しを聞く事が出来ました。この書面に記載してありますような事で事実に相違ない事を確認いたしました。対価等も間違いないとの事でした。

現地は現在片づけてあり作物も植え付けてなく事前着工等も行われておりませんので問題ないと思います。以上ご報告いたします。

議 長 (松崎会長代理)

これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番 (肥後委員)

造成工事着工が平成28年10月5日となっていますが、現状はどうなっていますか。

15番 (吉委員)

現状は未だそのままで何もされておりません。手付かずです。現状は何も 手を付けておりませんのでご報告いたします。

事務局 (池次長)

この事業計画ですが、再度差し替えて訂正したいと思います。

議 長 (松崎会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第73号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

(議長交代)

議 長 (前山会長)

日程第6

議案第74号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(議案の朗読と説明)

No.22につきましては、昭和56年頃から建物を建築して住宅地化しており、農地として利用出来ないための申請で始末書も添付されております。申請地は朝仁新町のファミリーマートから山側に一つ上がった角地で、現地については担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

以上1件でございます。

議 長 (前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

2番 (西委員)

非農地認定No.22について報告いたします。

10月21日(金)午後1時30分頃事務局二人と申請人、私の4名で現地の確認をいたしました。申請人は母と子供3人の共有となっております。申請地は周りは住宅地で既に家が建っています。始末書も添付されており農地法に係る許可を得ないまま昭和56年頃に建物を建築して利用しており誠に申し訳ございません。以後この様な事がないように注意し、農地法の手続きを遵守しますのでなにとぞ非農地のご審議の程よろしくお願いいたしますという事です。以上です。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

現地の写真はないのですか。

事務局 (池次長)

写真は添付されておりますが、資料には付けてありませんでした。今後重要な案件については添付したいと思います。

15番 | (吉委員)

確認が出来なかったものですから、分かりました。

4番 (榮委員)

事前協議の時の内容と総会の時の内容がこんなに違ってくると総会の時に色々聞きたい事があっても事前協議でそれは分かっていますと、一部の方は分かっているかも知れないけれども全体が理解するようにした方が良いと思います。

議 長 (前山会長)

はい、分かりました。最低限度の分は添付するようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第74号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の 報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第7

議案第75号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(事務局の朗読と説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満 たしていることを報告いたします。

議 長 (前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

№.5は借人が80歳で10年間になっていますが90歳になりますが、大 丈夫でしょうか。

事務局 (池次長)

これは確認しました。私も一寸不安で80歳なのに10年間で90歳という事ですが頑張るという事です。

15番 (吉委員)

本人がやる気で頑張るのであれば良いんじゃないですか。

議 長 (前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第75号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

は、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第76号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (池次長)

(事務局の朗読と説明)

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番 (野﨑委員)

この借人はもう引き揚げて帰ったという話しも聞くのですが、前もって調査委員の報告をやるべきではないでしょうか。恐らく県の補助金も2年位受けているはずですけれども、途中で帰った場合どうなるのですか。

議 長 (前山会長)

就農支援資金をもらっているという事ですか。

8番 (野﨑委員)

畑を何時も見ているのだけれども一度も農作業しているのを見た事がない のです。

事務局 (池次長)

よくあるパターンで I ターン者が無農薬といって傍から見て全然作っていないのです。作っていないのだけれども作っているではないかといって、草ぼうぼうなのですが作っている状況ではあると思われます。

8番 (野﨑委員)

貸人には通知はいっているのですか。

事務局 (池次長)

いっていると思います。そのために合意解約の申請の印鑑もちゃんともらっていますので、就農給付金については農林振興課の農政係が担当となっておりますが、その返還等についてはあちらの方で事務作業をしますのであちらに問い合わせという形になります。

8番 (野﨑委員)

結構大きな畑で勿体ない畑なのですが、その後は誰も借りないのですか。

議 長 (前山会長)

解約後のこの農地について次の利用権設定する者は誰かまだ分かっていないですか。

事務局 (池次長)

分かっておりません。

議 長 (前山会長)

利用権設定解約後の後はまだ決まっていないようです。次はまともにやってくれる方を探して欲しいと思います。

8番 | (野﨑委員)

2年前だと思うのですが金が入ったといって大喜びした話しを聞いた事が あるのです。補助金目的みたいな感じで受け止めているのです。

事務局 (池次長)

最近そういうのが多いですね。

議 長 (前山会長)

我々もよく見たり聞いたりする案件ですが、他に農地を欲しいという方がおられるのですが、特に I ターンの方々にとっては確かに欲しいのでしょうが、やはり自分が地域に溶け込んで地域と密着して信頼を得るしかないですよと言うのですが、とにかく誰も彼も貸して良いからと貸してこういう事に

なると大変な事になりますので、そこら辺りは人間的なものを見てやって欲 しいと思います。

8番 (野﨑委員)

提案なのですが、こういうものが今後出て来ると思うのです。新規就農する場合保証人を付けて夜逃げみたいに逃げる時はその保証人にしてもらうようなそういうものも今後は考えるべきではないでしょうかね。

事務局 (池次長)

就農給付金をもらう際にちゃんと申請書を審議いたします。委員会を設けて審議をして最終的に決定を下すのですが、その審議の中で委員の方々がちゃんと審査を厳しくした方がよろしいかと思って、私は農政係にいたのですが去年位から係長と話しをして厳しくしようという形に入っております。その中で何人かはもう返還という形で命令を出しています。今回就農給付金に関しては国・県から厳しい配慮がありますのでそこは一寸重視していきたいと思います。

11番 (肥後委員)

この件の方とは別で内容が似ていますので話しますが、私達農業委員会を通して流動化で申請をしてここで審議をされて取り決めがなされました。この方もIターン者なのですが、しかしそれが借地料を払わないで先程あった様に農業もあまりしていないという事で問題と思われる方がいるのですが、そういった場合借地料は農業委員会を通して契約をしてありますので、もし払われていない場合は農業委員会から払うように指導とかそういうのは出来ないのでしょうか。

議 長 (前山会長)

そこら辺りがうまくいっていない部分があると思います。昔の名瀬の時代にもそういうものがあって地代が払われておらずつぶれた部分もあります。 そういった事になると貸す人が貸したくなくなる事になりますので、やはりちゃんとしていないと地代も入ってこないのに貸さないと言われたら遊休地にそのままなってしまいますので、そこら辺りの体制をもっと厳しくしていかないといけないなという気がします。

11番 (肥後委員)

補助金を得るために流動化で土地を確保してそれも補助対象の条件になっていると思うのです。幾らか耕作面積があったからそういった審査に通ったと思うのです。でも実際に農業をしていない、それから借地料も払わないという場合は私達は指導する責任はあるのではないでしょうか。

議 長 (前山会長)

その指導する部分については農業委員として指導する責任はあると思います。是非そういったものについては指導はして頂きたいと思います。そういった事を無くすためには中間管理事業に出せる農地については中間管理機構の方が地代は払いますので、借りている方へ中間管理機構が請求するという事ですので中間管理事業の場合はそうなっています。その同じような方向でこの地区でも出来れば良いのですが、そこら辺りが出来ていないというのがあります。そこら辺り十分に気を付けながらやって欲しいと思います。そこまで考えると誰にも貸せないという状況になるとまた困りますけれども。就農支援資金については国・県が絡んできますけれども厳しく審査をしてもらうようにこちらからも要望したいと思います。

この解約の件についてはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第76号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第77号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池次長)

(事務局の朗読と説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満 たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

85ページのNo.2は2年間というのもおかしいですが、認定農家でありながら経営面積が0になっていますがおかしいのではないですか。経営面積が無いのに認定農家になれますか。それにしてもサトウキビで2年間というのは株出しも出来ませんよね。

事務局 (池次長)

この0というのは持ってはいますが期限が切れて0になっているというのがあって、台帳を見ると今現在0になっているのです。

9番 │ (大山委員)

この貸人が家に来られまして色々農業委員会の話しを聞きたいという事だったのです。2年間という事で私も質問しました。夏植えをしたら2年目には収穫出来ないですが1回目では終わる筈はないので2回か3回かは株出しをする筈なのでという事で一応話しはしたのですが、委員会の方でそこら辺の説明はあったのでしょうけれど本人は鹿児島にいて農業には詳しくない方でこれを見て聞いたのですがその様な状況でした。

議 長 (前山会長)

こればっかりは借人、貸人の都合もあるでしょうから何とも言えませんけれども、この件につきましては又良ければ反省点なり続けてくれるものだと思いますのでこれ以上は審議してもどう仕様もないと思います。それと受ける者の経営面積については正式に利用権設定のある部分の面積については載せられますが黙って借りているというのはヤミ小作になりますので載せられないという事になります。そこら辺は理解して下さい。

外に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第77号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第10

議案第78号名瀬・笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池次長)

(議案の朗読と説明)

中身については農政係の勇主査の方から説明いたさせます。

農林振

(勇主査)

興課

農政係の勇です。ご説明をさせて頂きます。前年から軌道に乗せつつある 農地中間管理事業ですけれども今回この様に名瀬地区が約1町歩、利用権設 定者は8名ですが17筆、笠利地区におきましては屋仁を中心に76筆の申 し出がございましたので、こちらの方を農地中間管理機構である鹿児島県地 域振興公社に利用権の設定を依頼するものでございます。こちらは法律に基 づきまして農業委員会の決定が必要ですので今回ご審議をお願いするもので す。よろしくお願いいたします。松崎委員にも調査をして頂いたのですが、 農業委員会の農地台帳と地名字は合いますが地番が合わない所が若干ござい まして、その理由としましてはこちらは基盤整備事業を入れた地区でして登 記で今仮の地番が入っています。新しく事業が入っていますので筆の形とか 地番が今後新たに付与されるのですがその仮登記の法務局に申請をする登記 の新しい地番を振ってあるため、土改連の方から新しい番号をもらいまして それを入れてありますので合わない部分が若干ございますけれどもその辺り は皆様方にはそういう事ですのでよろしくお願いいたします。

事務局 (池次長)

今言ったのは96ページの19番と20番の土地とその他幾つかあるようです。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

一寸お聞きしたいのですが、笠利の屋仁地区で沢山出ているのですが、この貸し手の人は殆ど実際自分で農業をやっている人が貸しているのですが、余ったから貸すという事でしょうか。借り手はまだ決まっていないのですよね。

農林振 (勇主査)

興課

これは所謂AtoAという表現をするのですが、自分が耕作をしているのに自分で中間管理機構に預けて自分でまた引き取るという方式で、実績を上げる為にはそういう方法があり、これを積極的にやりなさいという国、県、機構の方針がありまして、当然AtoB、AtoCと違う方に貸すという所もありますが、今回は地域振興公社への中間管理権を認めるか認めないかというご判断を頂くという作業ですので、この中には例えばAさんが中間管理機構に預けAさんが耕作をしますというのも当然あります。

15番 (吉委員)

それでも良いのですね。

農林振 (勇主査)

興課

先程ご質問頂いたので委員の皆さん推進委員の皆さんにはお願いいたしますが、これは良いのではなくて積極的にするようにという事ですので、もしそういう事案があれば申し出て頂きたいと思います。

1 5 番 │ (吉委員)

地域集積協力金というものがありますよね。

農林振

(勇主査)

興課

この屋仁地区の基盤整備地区につきましては、その区切りを設けて地域協力金が享受出来ないかというのを目指してやっております。一応この農地中間管理機構への集積の割合がその地域内の農地の最低2割以上を超えた瞬間から地域集積協力金という協力金が頂ける事になります。個人の協力金は2筆以上連反した纏まった農地を貸し付けた方というのはお受け出来る可能性が非常にあるのですが、地域集積協力金は非常に単価が高い設定になっておりまして地域にお金を差し上げて、屋仁の場合は共同の集落営農とか販売所等がありますのでそちらで使って頂ける様に行政としては考えております。この様に76筆ありますので多分2割はこれで超えたのではないかと今試算をしております。

15番

(吉委員)

その協力金というのはどういう風に使っても良いのですか。

農林振

(勇主査)

興課

はい、お金は集落営農の代表の方にお任せをしています。

15番

(吉委員)

貸人、借人が一緒のものが何割とかいうものはあるのですか。

農林振

(勇主查)

興課

本年度はありません。多分来年度から規制が掛かってくると思われます。

15番

(吉委員)

全部貸人、借人が一緒であった場合は駄目だという事ですね。

農林振

(勇主査)

興課

本年度はありません。そのAtoAの話しは先般の講習会でも若干したのですが、自分が人に貸し付けて自分が機構から借りるというワンステップを踏んでいるので大丈夫だという説明です。

11番

(肥後委員)

そうであれば今流動化で借りているのですが、期限が切れた時に貸主が機構の方に上げてそこを私が再度借りるという形でも良い訳でしょうか。

農林振

(勇主査)

興課

実はそれを積極的にこの事業でして頂きたいという事です。

11番

(肥後委員)

そうすると貸主の方には協力金とか奨励金みたいなものはないのですか。

農林振

(勇主査)

興課

この協力金につきましては個人に出されるものが一応連反性というものを 重視しておりまして集団性、連反性ですね、2筆以上の纏まりがある農地を 貸し付けた場合には協力金が出ます。例えば万屋の100番、101番とい う集団としてくっついている、結局農地中間管理事業は担い手に纏めて貸し 付けるというのを目的としておりますので、よく問題にされるのが農地はあ るのだけれども別々の集落にバラバラで移動時間に取られると、そういう事 を解消するために立ち上がったという経緯もありますので、連反をしており くっついていれば協力金が出ますという事です。後今の屋仁地区が目指して いるのは地域集積で地域集積は地域の区切りの線引きをして今回の屋仁地区 は基盤整備事業を入れた地区に設定をしました。その中で2割を超えており 「お願いします」という事で声掛けをして先程言った様なAtoA自分が機構 に貸して自分が耕作するというものも含めて2割を超えたのではないかと思 われるので、これは地域集積協力金が出ます。これは団体に出ます。皆さん おっしゃる様な協力金で個人に出るものもあります。ですので個人協力金は 来年度以降も額は下がるとは見越していますが残っている筈ですので積極的 な声掛けを他の地域でもお願いしたいと、今回屋仁に特化をしましたがその 他の地区でも当然名瀬、住用でもお願いをしていきたいと思っておりますの でご理解をお願いいたします。

4番

(榮委員)

これは行政が今回は屋仁、川上、手花部に集中的に力を入れて動いた結果ですよね。

農林振

(勇主査)

興課

今回屋仁に特化したのは丁度県営の基盤整備事業が入っておりまして先程申し上げました様な筆割がし直され、その筆を誰が新たに所有されたかという資料があって全てはっきり分かったという事で声掛けが非常にし易かったです。図面もございますのでどういう形でどなたが所有されており、今回こ

ういう風に76筆上がりましたが、それを図面に落とした時に2割を超えたなとか3割以上だなとかいう把握がし易かったのです。後は県営事業の推進員さんもいらっしゃるという事で私も笠利の中間管理事業推進員と一緒になって個別にお宅訪問をして頂いたのです。それで声掛けをしてこの様に76筆の協力をして頂いたという事がありましたので非常に屋仁地区は私共としてもやり易かったという事がありました。

議 長 (前山会長)

この案件に関しては、農地利用最適化推進委員の皆さんが一応現場で動かなければならない形になっております。地域集積協力金はその地域を限定した中で農地の2割以上貸付が出来ると協力金がもらえるという事です。 2割以下だとその対象になりません。そういう事で地域を限定して纏めていくという、そうすれば地域集積協力金ももらえるという風になっている様です。 その中で事業内容も変わってくると思われますがそこら辺色々聞きながらやって、先程肥後委員からもありましたが、利用権設定がされている所も期限が切れた場合に中間管理事業に上げるのが一番良いのですが、中間管理事業に上げた方が得するのかしないのかその辺ケーバイケースの部分もありますので、色々検討されて条件によって中間管理事業に上げるなりしてもらいたいと思います。

農林振

(勇主査)

興課

その辺を本当に委員の皆さん、推進委員の皆さんが正確にご判断を頂くようにするというのが、今回の農業委員制度が変更になった趣旨でもあります。その趣旨に基づいて農地利用最適化推進委員というものが設立されました。どの農地利用をするのが最適なのかという事をご判断頂くのが最適化推進委員の一番の仕事だと思います。その際には利用権設定なのか中間管理機構に預けるのかそれとも持ち主に返すのかご判断頂くという事になります。この判断を誤りますと今後29年度、30年度辺りから国が言ってきているのが、課税の部分の評価をする時に結果耕作放棄地になった場合に課税の率が上がるとの判断をしますよという事がありますが、それを利用権設定や農地中間管理機構に預けるとそれはしませんという事で、もう文書も来ておりますのでそこら辺を徹底して頂きたいと思います。よろしくお願いします。

6番 (前田委員)

一応事務上の事で統一性があると思いますので100ページの59と60

ですが、本人が死亡されていますよね、こういうのはこのまま継続してよろしいのでしょうか、変更しないといけないのではないでしょうか。

農林振

(勇主査)

興課

そうですね、この場合後継の方の確認をしないといけないですね。

6番

(前田委員)

先の3条と流動化が保留になったものですから関連がありますので。

農林振

(勇主査)

興課

今週から来週に掛けて本契約という形で中間管理機構の推進員の方が回っておりまして、印鑑を頂くという事になります。その際貸人名義が不詳になっているという事だと思いますので、その場合は中間管理機構が預からないという判断をするという場合もございます。その場合はこれは削除という事で来月の総会にご報告をさせて頂きたいと思います。また貸人が確定していてもこの人は中間管理機構の事情で預かれないとか、やはりやめるという方も出て来ると思いますので、その際には来月の月例総会の方にご報告を申し上げます。

16番

(平井委員)

二つ程お尋ねしたいと思います。例えばこの情報は農家さんにどうやって伝わるのかという事と、契約期間が10年ですがこれは中間管理機構が貸人と10年とするのか、これを契約した貸人が10年でなく5年とかに出来るのか伺います。

農林振

(勇主査)

興課

まず農家さんへの情報提供ですが、先程言いました様なAtoA自分で貸して自分で耕作するという方はご本人さんですので必要ありませんが、そうでない今上がっている76筆中貸人が耕作をしていない方につきましてもお話をして承諾を得ているもののみ上げております。今後なかなか話しに行けなかった方につきましても屋仁地区については集中的に情報提供をして「こういうものがありますよ」とか「土地の所有者は中間管理機構に土地を預けても良いと仰っているのであなたが承諾して頂ければこの話はこの話は成立しますよ」という話しを進めていく積もりです。もうひとつの契約期間ですが契約期間は農地中間管理機構の規定によりまして、10年若しくは5年単位

の2サイクルというのを原則として考えられていますので、今回の貸人の皆さんは全員10年に同意をして頂いているという形で、中間管理機構と借人の関係につきましても同様に原則は10年若しくは5年の2サイクルという形で、なるべく10年を選択して頂いて長期に亘って耕作をして頂ける様にして頂きたいというのが法の趣旨でもありますし、我々の努めだという事で考えております。よろしくお願いいたします。

16番 (平井委員)

最初の情報の提供の方で屋仁地区なら屋仁地区でもあると思うのですが、 例えば名瀬地区で市街地に住んでいて小湊の方に畑があるという方は、小湊 地域にしかこの情報はいかないのですか。それともそこに畑を持っている人 には情報はいくのですか。例えば規模拡大をしたい人達にその情報はいくの ですか。

農林振

興課

(勇主査)

今平井委員からあった様に市街地に住んでいる方というのは、今回名瀬地 区の中間管理事業利用権のものだけでも17筆ありますが、市街地にお住ま いの方も結構いらっしゃいます。今回名瀬地区の場合は利用者は全て奄美農 産です。奄美農産と一緒になってこの貸人の方々に情報提供をして回ってい ますが、ご指摘の通りなかなか自分の農地は古見方や下方にあるのだけれど も、この中間管理事業の利用の徹底というのが行き渡っていないのが実情で す。これは是非委員の皆様、推進委員の皆様にもご協力を頂いて積極的に利 用される様に情報提供を我々と一体となってお願いをしたいと思います。今 中間管理事業の事業主体は農林振興課の農政係になりますが、知名町も同様 に農政係はありますがこの中間管理事業だけは農業委員会事務局で預かって 事業展開をしているそうです。知名町も大規模事業が入っていますのでそち らの地区を設定して何十町歩という100町歩に迫る勢いで中間管理機構へ の設定をしていると聞いております。そういう事で我々と一緒になって活動 推進をして頂ければ有り難いですし、なかなか市街地に住まっていて田舎の 方に農地を持っている方にこの情報が行き渡るというのは非常に難しいので すが、チラシ等も県は作っており先般は笠利の糖業推進大会等でパンフレッ トを配ってやる活動も笠利支所ではやっていたりしますので、事ある毎に広 報活動をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

推進委

(白石委員)

員

貸したい方が中間管理機構に上げる時に貸したい方の意志、自分が借りる 或いはこの人に貸したいという意志がまず尊重されるという形で良いのです ね。中間管理機構に上げる場合に自分が耕作している所を自分が借りる訳で すから、最初からここは自分が上げて自分が借りるというのを意志決定すれ ば、そこがまず優先されるという形で考えて良いのですね。要は一旦預ける ので中間管理機構が違うところからここを借りたいという人がいた場合にそ ちらに持っていかれるという事はないという事ですね。

農林振

(勇主査)

興課

はい、実はその通りどころか、本来は中間管理機構なので今白石推進委員がおっしゃった様な事が発生するのかなと私も懸念をしていたのですが、今のところ所謂Aさんが預けて耕作する結婚相手まで市町村で見つけてから話しを持ってきて下さいという事になっており、それでないと預かれませんというような話しになっていますので、所謂我々は結婚紹介所かという事になるのですが全くその懸念はありません。是非白石推進委員が自分で借りる積もりで設定をしても構いませんという事なっていますので積極的にそれはやって頂きたいと思います。

議長

(前山会長)

今であっても逆に言わせれば貸したいけれども借りる人がいない所は中間管理機構も引き受けてくれないという事になる可能性もあります。それと又一種農地、農振地区内農地に限られるというのもあり、農振地域外にある農地は引き受けてもらえないというのがありますので、そういった問題も出て来ます。勿論農業委員さんもそうですが推進委員の皆さんには一番現場で関わってくると思いますので、是非中身の方を詳しく知っておいて下さい。ですけれども年度々で事業の内容も少しずつ変わってくると思いますので一緒になって取り組んで頂きたいと思います。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第78号名瀬・笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号名瀬・笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを決定することに決定いたしました。

日程第11

議案第79号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (池次長)

(事務局の朗読及び説明)

改正農業委員会法第7条の規定に基づき農業委員会の決定を求めるものです。

この議案第79号につきましては、平成28年9月9日一般社団法人鹿児島県農業会議から依頼を受け奄美市農業委員会の指針を作成いたしました。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

これには荒廃農地は入っていないという事ですね。

事務局 (池次長)

入っておりません。

議 長 (前山会長)

荒廃農地は入っていないという状態での遊休農地です。

あくまでも目標は0という事ですね。

事務局 (池次長)

はい。

議 長 (前山会長)

全部農地に活用しましょうという事であくまでも目標は0という事です。

事務局 (池次長)

先程言われた勇主査ではないですが、農地中間管理機構を幅広く使って 0 にもっていく方向でもよろしいかと思いますので、そういう事業関係を皆さん活用して頂ければより良い遊休農地が活用出来ると思いますのでお願い申し上げます。

15番 (吉委員)

一寸お願いなのですが、こちらに先程出ました遊休地の問題現在103へクタールという事ですが、地区毎に面積を教えていただければ有り難いなと思います。それから認定農家についても92とありますが、これも地区毎に教えて頂きたいなという事と、これを見てきっと思ったのが畜産が何も謳われていない様ですが、畜産で笠利は結構農地を使っているのですがそういうものは良いのか、キビと絡んで牛の部分は入ってくるのですがそう言った面は肉用牛が一つも入っていないのですがよろしいのでしょうか。

事務局 | (池次長)

この文言がこういう文言で農業会議から来ているのです。畜産とか何も書いていなくてただ単に土地の感じだけで書いているものですから。

15番 (吉委員)

畜産も土地を使うのでしょ。どこかに一言入るべきではないかと思うので す。気になったものですから聞きました。

事務局 (池次長)

文言ですか、分かりました。

15番 (吉委員)

年金の問題もそうなのですが、実際に目標を持ってやった場合、皆農業委員、推進委員の方にこういう方がいるこういう土地があるというのを知らしめていないと推進の仕様がないと思うのでそれを是非教えて頂ければ有り難いと思いますがどうでしょうか。何故かと言うと自分の担当地区に入っているのであれば是非持っていって推進しなければいけないとそれぞれ思うと思いますので、それぞれの皆さんが1件でも2件でも回って話しをすればすぐ半分位にはなるのではと思いますけれども、そういう意味で言ったのです。今でなくても後でも良いのですが。

議 長 (前山会長)

今すぐ事務局で分かる分についてはお答えしますが、今はっきりしない場合は来月の総会にでも区分けをして報告したいと思います。

15番 (吉委員)

そうすればそれぞれの皆さんが自分の担当地区にはこういう人がいて推進 したいなと言う話しになると思うのです。

議 長 (前山会長)

今年度から推進委員というのが出来ましたので、推進委員と農業委員は相棒という形で一緒に取り組んで頂きたいというのがありますので、推進委員の皆さんは具体的に現場に赴けばそれを農業委員が補佐して活動して頂くという事でうまくいけば改正農業委員会も良い方向に進むのかなと思いますし、遊休農地の解消にも繋がってくると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局 (池次長)

先程吉委員から質問がありました遊休農地の地区ですが、103ヘクタールで平成27年12月現在なのです。実際どの地区というのは分からないのですが実際27年の実績だと113ヘクタールになっています。113ヘクタールの内訳は名瀬が45ヘクタール、住用が23ヘクタール、笠利が45ヘクタールとなっています。その後10ヘクタール遊休農地が解消出来たという事で103ヘクタールになっているところです。認定農家の96人については名瀬が26人、笠利が60人、住用が10人になっています。

15番 (吉委員)

はい、分かりました。

議 長 (前山会長)

この指針に対して外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第79号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の決定については、これを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の決定については、審議の結果これを決定することに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。これから協議会へ移します。

- ・平成28年度地域別農業委員研修報告について
- ・改正農業委員会法について
- ・農業委員会委員視察研修について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れ様でした。

平成28年10月25日

奄美市農業委員会 会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作 製 者 川内 進